

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、お知らせします。

令和8年2月12日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 入札に関する事項

(1)委託番号 件名	雄サ第30号 秋田市雄和市民サービスセンターパソコン等賃貸借
(2)仕様書	別紙「パソコン等賃貸借仕様書」のとおり
(3)履行場所	秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田市雄和市民サービスセンター
(4)履行期間	令和8年5月1日から令和13年4月30日まで
(5)入札参加要件	<ol style="list-style-type: none"><li>本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること。(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可)</li><li>秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。</li><li>地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</li><li>本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</li><li>秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。</li><li>市税に滞納がないこと。</li></ol>
(6)入札参加申込み・閲覧	
受付・閲覧 期間	令和8年2月12日(木)から令和8年2月20日(金)まで ※土曜日、日曜日を除いた日の午前9時から午後5時まで
受付・閲覧 場所	秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田市雄和市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当

(7)入札指名通知	令和8年3月3日(火)までにFAXで通知
(8)入 札	
日 時	令和8年3月6日(金) 午後1時30分
場 所	秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田市雄和市民サービスセンター 1階洋室1
最低制限価格	設定なし
入札保証金	<p><u>入札金額の 5／100以上（1円未満切上）</u></p> <p>ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。</p> <p>第1号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第2号に該当する場合は実績調書（様式2）および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。</p> <p>※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
(9)契 約 日	令和8年3月12日(木)まで

## 2 注意事項

### (1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出してください。

提出は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 実績調書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 同等品承認書（同等品で応札する場合に、同等品であることがわかる資料（カタログ等）を添付してください。）

オ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し

カ 秋田市で発行した完納証明書（発行から3か月以内のもの。写し可）

キ 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行から3か月以内のもの。写し可）

ク アからエの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

(2) 入札参加の連絡について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている方にFAXで連絡します。
- イ 提出された申込書の結果により、参加できない場合があります。その方には、その旨FAXで連絡します。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 最低制限価格は、予定価格の10分の6以上の範囲内で設定しており、その最低制限価格を下回った入札者は、落札者となりません。
- エ 入札執行回数は、2回を限度とします。
- オ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。
- カ 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合があります。
- キ 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお入札書については、代理人の印を押印してください。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 問い合わせ先

雄和市民サービスセンター産業・建設・地域支援担当 電話018-886-5550